



■ 準公営住宅について

県営手形山一号特定住宅の一部について、入居の機会を提供するため、公営住宅に準じる住宅として管理することにいたしました。

一部、公営住宅と異なる取り扱いとなっており、その内容は以下のとおりです。

■ 公営住宅と異なる点

- ・ 入居後の住替は、原則できません。
- ・ 将来、建替等をする際には、次のとおり取扱います。
 - ① 収入超過者は、他の県営住宅に入居できません。
 - ② 他の県営住宅に移転できる場合も、移転先の住宅の家賃がそのまま課されます。
- ・ その他、詳細は一般財団法人秋田県建築住宅センターにお問い合わせください。